

別表六(七)

「10」又は「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年 度	・ ・	法人名	
-----------	--------	-----	--

別表六(七)

平二十七・四・一以後終了事業年度分

御 注 意

1 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください)。

2 平成27年4月1日以前に開始した事業年度にあっては、「11」から「15」及び「17」の各欄は、記載を要しません。

3 当期の試験研究費の額(「17」の①欄)が前期の試験研究費の額(前期の月数と当期の月数とが異なる場合には、前期の改定試験研究費の額) (「19」の②欄) 以下の場合、前期から繰り越された控除限度超過額(「12」欄)を当期の法人税額から控除することができますので御注意ください(この場合、「13」欄には「0円」と記載します)。

中 小 企 業 者 等 の 試 験 研 究 費 の 額	試験研究費の額		1	前期 超 過 要 件 に 係 る 試 験 研 究 費 の 額	繰越税額控除の計算に関する明細			
	控除対象試験研究費の額	同上のうち特別試験研究費以外の額	2		試験研究費の額	17	当該事業年度	前事業年度又は 前連結事業年度
		(1)のうち中小企業者等の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3			①	②	
		控除対象試験研究費の額 (2) + (3)	4			円	円	
	中小企業者等税額控除限度額 (1)又は		5					
	調整前法人税額 (別表一(一)「2」又は別表一(三)「1」)							
	当期税額 (6) × 2							
	当期税額 (5)と(7)のうち							
	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「11」の②)		9					
	当期税額控除額 (8) - (9)		10					
前 期 繰 越 分	差引当期税額基準額残額 (7) - (8)		11	繰越中 小 企 業 者 等	事業年度又は 連結事業年度		前期繰越額	当期控除 可能額
							20	21
							円	円
	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「10」の②)		14					
	当期繰越税額控除額 (13) - (14)		15					(13)
	法人税額の特別控除額 (10)又は(10) + (15)		16					

「10」欄

中小企業技術基盤強化税制を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成27年旧措置法第42条の4第6項」※1又は「第42条の4第2項」※2

② 「区分番号」欄：「00429」※1又は「00564」※2

③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

※1 平成27年旧措置法第42条の4第6項(区分番号：「00429」)
平成27年4月1日以前に開始した事業年度

※2 第42条の4第2項(区分番号：「00564」)
平成27年4月1日以後に開始する事業年度

「15」欄

中小企業技術基盤強化税制(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合※

① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成27年旧措置法第42条の4第7項」

② 「区分番号」欄：「00430」

③ 「適用額」欄：「15」欄の金額

※ 平成27年4月1日以前に開始した事業年度